

令和2年6月22日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之

### 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成18年基発0601001号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」（令和2年3月31日付 障発0331第1号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（令和2年3月31日付 障発0331第11号）が改正されたことに伴い、「要綱」の支給基準、完成用部品及び修理基準の価格等が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

本改正内容に関する通達別添「義肢等補装具費支給要綱」等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07014.html)) をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・義肢等補装具費支給要綱の一部改正について  
(令2.6.9 基発0609第1号 厚生労働省労働基準局長)

機密性 1

基 発 0609 第 1 号  
令和 2 年 6 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費の支給については、平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号「義肢等補装具の支給について」（以下「通達」という。）により実施しているところである。

今般、令和 2 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 1 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」及び令和 2 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 11 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」により、義肢等補装具の購入及び修理における費用の額等について改正されたことに伴い、通達別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下「要綱」という。）の一部を別添のとおり改正したので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 改正の要点

- (1) 義肢等補装具の種目について、「盲人安全つえ」を「視覚障害者安全つえ」に改称したこと。
- (2) 次の用語の整理を行ったこと。
  - ア 要綱別表 1 の「眼鏡」の「遮光用」の項中に「掛けめがね式」を追加。
  - イ 要綱別表 3 修理基準の「眼鏡」の項中に「遮光用レンズ交換」を追加。
- (3) 要綱別表 2-2 に定める完成用部品の価格等の一部を改めたこと。

## 2 運用上の留意事項

上記1の改正後の要綱については、令和2年4月1日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用すること。

ただし、令和2年4月1日から令和2年6月8日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本通達の改正後の要綱に係る義肢等の価格が改正前の要綱に係る義肢等の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。